栃木県後期高齢者医療広域連合公文例規程

平成19年２月１日
訓　令　第　３　号

（趣旨）

第１条　本広域連合における公文の例式及びその文体、用字、用語等については、別に定めがあるもののほか、この規程に定めるところによる。

（文書の左横書き）

第２条　文書の書き方は、左横書きとする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、縦書きとする。ただし、第３号に掲げるものは、必要に応じて左横書きとすることができる。

(1)　法令により様式を縦書きと定められたもの

(2)　他の官公庁が様式を縦書きに定めているもの

(3)　賞状、表彰状、祝辞その他これに類するもの

(4)　その他特に縦書きを必要とするもの

（公文の書類）

第３条　公文の書類は、次のとおりとする。

(1)　条例　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１４条の規定により制定するもの

(2)　規則　地方自治法第１５条の規定により制定するもの

(3)　告示　法令等の規定又は権限に基づいて処分し、若しくは決定した事項を一般に公示するもの

(4)　公告　一定の事実を一般に公示するもの

(5)　訓令　広域連合長が所属の諸機関及び職員に対して指揮命令するもので、公示するもの

(6)　訓　広域連合長が所属の諸機関及び職員に対して指揮命令するもので、公示しないもの

(7)　達　権限に基づき、特定の者に対して一方的に特定の事項を命令し、禁止し、若しくは停止し、又は既に与えた許可等の行政処分を取り消すもの

(8)　指令　団体、個人等からの申請、出願等に対し、処分の意思を表示するもの

(9)　通達　広域連合長がその指揮監督権に基づき、所属の諸機関若しくは職員又は団体等に対して命令し、又は指示するもの

(10) 依命通知　広域連合長が自己の名をもって諸機関若しくは職員又は団体等に通達すべき事項を、その命によりその補助機関が自己の名をもって通知するもの

(11) その他　通知、報告、照会、回答、諮問、答申、建議、申請、進達、副申、願い、届け、依頼等

（文体）

第４条　文体は、原則として「である」を基調とする口語体を用いる。ただし、往復文書（通知、通達、供覧、回覧、伺い、願い、届け、申請、照会、回答、報告等を含む。）の類は、「ます」を基調とする文体を用いる。

（用字及び用語）

第５条　用字は、原則として漢字と平仮名を交えて用いる。ただし、外国の地名、人名及び外来語は、片仮名を用いる。

２　漢字は、原則として常用漢字表（昭和５６年内閣告示第１号）の範囲内で用いる。

３　仮名遣いは、現代仮名遣い（昭和６１年内閣告示第１号）を用いる。

４　送り仮名は、送り仮名の付け方（昭和４８年内閣告示第３号）による。

５　用語は、努めて難解な文字をさけ、易しい言葉を用いる。

（数字）

第６条　数字は、アラビア数字を用いる。ただし、固有名詞、概数を示す語、単位として用いる語、慣習的な語その他特に必要なものについては、漢字を用いることができる。

（見出し符号）

第７条　項目を細別するため用いる見出し符号は、第１、第２、第３…１、２、３…(１)、(２)、(３)…ア、イ、ウ…(ア)、(イ)、(ウ)…ａ、ｂ、ｃ…(ａ)、(ｂ)、(ｃ)…の順による。この場合において、句読点は、付けず１字文空白として、次の字を書き出す。

（公文の書式）

第８条　公文の書式は、栃木県後期高齢者医療広域連合公文例（別表）による。

附　則

この規程は、平成１９年２月１日から施行する。

別表（第８条関係）

栃木県後期高齢者医療広域連合公文例

用　例	備　考
第１　条例	
１　新たに制定する場合	
（1）　条のみからなる場合	
（a） ×○○○条例をここに公布する。	（a）　第２字目とし、２行目からは、第１字目とすること。
（b） ××○年○月○日	（b）　第３字目とすること。
（c） 栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　　名）××	（c）　終わりから３字目で終わるように適当に配字すること。
（d） 栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○○号	（d）　第１字目とすること。
（e） ×××○○○条例	（e）　第４字目とすること。
（f） ×（○○○）	（f）　第２字目とし、左の括弧と２字目をそろえ、初字は、３字目とすること。
（g）（h） 第１条×○○ ×○○○○○○○○○○○。	（g）　第１字目とし、２行目からは、第２字目とすること。 （h）　１字分空けること。
（i） ×（○○○） 第２条×○○○○○○○○○○○。 第３条×○○○○○○○○○。 第４条×○○○○○。 第５条×○○○○○○○○○。	（i）　見出しは、１条ごとに付けること。ただし、連続する２以上の条が同じ範ちゅうに属する事項として規定している場合には、共通の見出しとして前の条にまとめて付けること。
（j） ２×○○○○○○○○○○○。 ３×○○○○○○○○○○○○○○○○。	（j）　同一条の項が２以上になるときは、第２項以後の項に算用数字で第１字目に項番号を付けること。

例	説明
（k）（l）	（k）　第２字目とし、２行目からは、第３字目とすること。
×（1）×〇〇	（l）　項の中を細分するときは、号を用い、番号は（1）、（2）、（3）とし、第２字目とすること。
××〇〇〇〇〇〇〇。	
×（2）×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。	
×（3）×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。	
（m）	（m）　号の中をさらに細分化するときは、ア、イ、ウを用い、第３字目とすること。
××ア×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。	
××イ×〇〇〇〇〇〇〇〇〇。	
××ウ×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。	
（n）	（n）　ア、イ、ウの中をさらに細分化するときは、(ア)、(イ)、(ウ)を用い、第４字目とすること。
×××(ア)×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。	
×××(イ)×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。	
×××(ウ)×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。	
×（〇〇〇）	
第６条×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。	
（o）	（o）　第４字目とし、「附」と「則」の間は、１字分空けること。
×××附×則	
（p）	（p）　第２字目とし、２行目からは、第１字目とすること。ただし、２項以上になるときは、算用数字で第１字目に項番号を付け、第３字目とし、２行目からは、第２字目とすること。
×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。	

（2）　章、節等を区分してある場合

例	説明
×〇〇〇条例をここに公布する。	
××〇年〇月〇日	
栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　　名）××	
栃木県後期高齢者医療広域連合条例第〇〇号	
×××〇〇〇条例	
（a）	（a）　第１字目とすること。
目次	
（b）	（b）　第２字目とすること。
×第１章×〇〇〇	

（ｃ）　　　　　　　　（ｄ）（ｅ）

××第１節×○○○○○○○（第１条・第２条）

××第２節×○○○○○○

（ｆ）　　　　　　　　（ｇ）

×××第１款×○○○○○○○○（第３条－第○条）

×××第２款×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（第○条－

（ｈ）

×××××××第○条）

（ｉ）

×第２章×○○○（第○条）

（ｊ）

×附則

（ｋ）

×××第１章×○○○

（ｌ）

××××第１節×○○○○○○○

×（○○○）

（ｍ）

第１条×○○○○○○○（以下「○○」という。）○○○○○○○。

×（○○○）

第２条×○○○○○○

××××第２節×○○○○○○

（ｎ）

×××××第１款×○○○○○○○○

×（○○○○）

第３条×○○○○。

×××××第２款×○○○○○○○○

×（○○○）

第○条×○○○。

×××第２章×○○○

（ｃ）　第３字目とすること。

（ｄ）　節名に続けて括弧書きし、節内の条番号を掲げること。

（ｅ）　括弧内の条が２条の場合は、「・」で結ぶこと。

（ｆ）　第４字目とすること。

（ｇ）　括弧内の条が３条以上の場合は、「－」で結ぶこと。

（ｈ）　２行以上にわたる場合は、書き出しと同じ高さとすること。

（ｉ）　括弧内の条が１条の場合は、その条番号を括弧で囲むこと。

（ｊ）　第２字目とすること。

（ｋ）　第４字目とすること。これ以後を本則という。

（ｌ）　第５字目とすること。

（ｍ）　括弧内は、その上の用語を要約して一種の略称又は補足的定義を定める場合に用いること。

（ｎ）　第６字目とすること。

×（○○○○○） 第○条×○○○○○○○○○○○。 ×××附×則 （o） ×（○○） １×○○○○。 ×（○○） ２×○○○○。 ×（○○） ３×○○○○。	（o）　附則が３項以上の場合は、見出しを付けること。

（3）　本則が１項だけからなる場合

×○○○条例をここに公布する。 ××○年○月○日 栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　　名）×× 栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○○号 ×××○○○条例 （a） ×○○。 ×××附×則 ×○○○○。	（a）　第２字目とし、２行目からは、第１字目とすること。

２　全部を改正する場合

（a） ×○○○条例をここに公布する。 ××○年○月○日 栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　　名）×× 栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○○号 （b） ×××○○○条例	（a）　改正後の条例名を記載すること。 （b）　改正後の条例名を記載すること。

（ｃ）
×○○○○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号）の全部を改正する。
×（○○○）
（ｄ）
第１条　×○○○○○○○○○。
×（○○○○○）
第○条　×○○○○○○○○○。
×××附×則
（ｅ）
×○○○○。

（ｃ）　第２字目とすること。改正前の条例名を記載すること。

（ｄ）　以下制定の場合の例によること。

（ｅ）　既存の条例を廃止する旨の規定は置かないこと。

３　一部改正をする場合

（１）　１つの条例の一部を改正する場合

×○○○条例の一部を改正する条例をここに公布する。
××○年○月○日
栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　名）××
栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○○号
×××○○○条例の一部を改正する条例
（ａ）　　（ｂ）
×○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号）の一部を次のように改正する。
（ｃ）
×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
×××附×則
×○○○○。

（ａ）　第２字目とし、２行目からは、第１字目とすること。
（ｂ）　すべて条例番号を入れること。
（ｃ）　以下一部改正の文例に従い記載すること。

（２）　２以上の条例を一括して改正する場合

（ａ）
×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
××○年○月○日
栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　名）××

（ａ）　２の条例を一括して改正する場合は、「○○○条例及び○○○条例の一部を改正する条例」とすること。

栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○○号
×××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例等の一部を改正
（ｂ）
×××する条例
×（○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例の一部改正）
（ｃ）
第１条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例（○年栃木県後
×期高齢者医療広域連合条例第○号）の一部を次のように改正する。
（ｄ）
××○○○○○○○○○。
×（○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例の一部改正）
第２条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合
×条例第○号）の一部を次のように改正する。
××○○○○○○○○○○○○。
×（○○○○○○○○○○○○○○○条例の一部改正）
第３条×○○○○○○○○○○○○○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号）
×の一部を次のように改正する。
××○○○○○○○○○○○○。
×××附×則
×○○○○○○○○。

（ｂ）　題名が２行以上にわたる場合は、１行目の書き出しと同じ高さとすること。

（ｃ）　改正する条例ごとに条を設けること。

（ｄ）　一部改正の文例に従い記載すること。ただし、初字は、１字ずつ繰り下げること。

４　廃止する場合

（１）　１つの条例を廃止する場合

×○○○条例を廃止する条例をここに公布する。
××○年○月○日
栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　名）××
栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○○号
×××○○○条例を廃止する条例
（ａ）
×○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号）は、廃止する。

（ａ）　第２字目とする。

×××附×則

×○○○○○○○○。

（２）　２以上の条例を一括して廃止する場合

（ａ）

×○○○条例等を廃止する条例をここに公布する。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　名）××

栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○○号

×××○○○条例等を廃止する条例

（ｂ）

×次に掲げる条例は、廃止する。

（ｃ）

×１×○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号）

×２×○○○○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号）

×３×○○○○○○○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号）

×××附×則

×○○○○○○○○。

（ａ）　第２字目とすること。

（ｂ）　第２字目とすること。

（ｃ）　第２字目とすること。

５　一部改正の文例

（１）　条文を改正する場合

ア　条を改正する場合

（ａ）

×第○条を次のように改める。

××（○○）

（ｂ）

第○条×○○○○○○○○○。

（ｃ）

×第○条から第○条までを次のように改める。

××（○○）

第○条×○○○○○○○○○。

（ａ）　第２字目とすること。

（ｂ）　第１字目とすること。この場合、見出しがあれば見出しを付けること。

（ｃ）　連続する３以上の条文を続けて改正する場合。２条の場合は、「第○条及び第○条を」とすること。

××（○○）

第○条×○○○○○○○○○。

××（○○）

第○条×○○○○○○○○○。

イ　項を改正する場合

×第○条第○項を次のように改める。

（ａ）　（ａ）　第１字目とすること。この場合、項番号は、第２項以下に限って付け、第１項の場合は付けないこと。

２×○○○○○○○○。

ウ　号を改正する場合

×第○条（第○項）第３号を次のように改める。

（ａ）　（ａ）　第２字目とすること。

×（３）×○○○○○○○○。

エ　ただし書を改正する場合

×第○条（第○項）（第○号）ただし書を次のように改める。

（ａ）　（ａ）　柱書きの書き出しより１字下げること。

××ただし、○○○○○。

オ　字句を改正する場合

（ａ）　（ｂ）　（ａ）（ｂ）　改める部分（ａ）と改められる部分（ｂ）とが判然とするように引用すること。

×第○条（第○項）（第○号）中「○○○○○」を「○○」に改める。

（ｃ）　（ｃ）　２以上の条文の同一字句を一括して改正する場合

×第○条、第○条及び第○条中「○○○○」を「○○○○○○」に改める。

（２）　条文を追加する場合

ア　条を追加する場合

（ア）　既存の条間に追加する場合

（ａ）　（ａ）　既存の条番号を繰り下げないで追加する場合

×第○条の次に次の２条を加える。

×（○○）

第○条の２×○○○○○○○○。

×（○○）

第○条の３×○○○○○○○○。

（ｂ）　既存の条番号を繰り下げて追加する場合

（ｂ）

×第８条を第１０条とし、第４条から第７条までを２条ずつ繰り下げ、第３条の次に次の２条を加える。

×（○○）

第４条×○○○○○○○○。

×（○○）

第５条×○○○○○○○○。

（イ）　既存の条の最後に追加する場合

×第○条の次に次の１条を加える。

×（○○）

第○条×○○○○○○○○。

（ウ）　既存の章、節の最後に追加する場合

×第○章（第○節）中第○条の次に次の１条を加える。

×（○○）

第○条の２×○○○○○○○○。

（エ）　既存の章、節の最初に追加する場合

×第○章（第○節）中第○条の前に次の１条を加える。

×（○○）

（ａ）　「第○条」は、前の章、節の最終の条番号とすること。

（ａ）

第○条の２×○○○○○○○○。

イ　項又は号を追加する場合

（ａ）　既存の項の中途に追加する場合は、必ず項の繰り下げを行い、「第○項の２」とはしないこと。

条を追加する場合の例による。

ウ　ただし書を追加する場合

×第○条（第○項）（第○号）に次のただし書を加える。

（ａ）　条又は項に加える場合にあっては第３字目とし、号に加える場合にあっては第４字目とすること。

××ただし、○○○○○○○○○○○○○。

エ　字句を追加する場合

×第○条（第○項）（第○号）（ただし書）中「○○」の次に「○○○」を加える。

（３）　条文を削除する場合

ア　条を削除する場合

×第○条を次のように改める。

（ａ）　（ａ）　本則中の条間の場合で条番号を残す場合に用いること。

第○条×削除

（ｂ）　（ｂ）　本則中の最後の条等で条番号、本文ともに消す場合に用いること。

×第○条を削る。

（ｃ）　（ｃ）　条文を削り、以下各条文を繰り上げる場合に用いること。

×第３条を削り、第４条を第３条とし、第５条から第○条までを１条ずつ繰り上げる。

イ　項又は号を削除する場合

（ａ）　（ａ）　項を削除する場合は、すべて繰り上げ方式をとること。

条を削除する場合の例による。

ウ　ただし書を削除する場合

×第○条（第○項）（第○号）ただし書を削る。

エ　字句を削除する場合

×第○条（第○項）（第○号）（ただし書）中「○○○」を削る。

（４）　題名、目次、別表等を改正する場合

×目次「第○章×○○（第○条－第○条)」を「第○章×削除」に改める。

×別表第○を次のように改める。

別表第○（第○条関係）

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（ａ）　（ａ）　項は横の区分を表し、部は項より大きい横の区分を表し、欄は縦の区分を表す。

×別表第○号○○○○の部○○○○の項○○○○の欄中「○○○○」を「○○」に改める。

×様式第○号を次のように改める。

様式第○号（第○条関係）

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

×様式第○号中「○○○○」を「○○」に改める。

６　附則の文例

（１）　施行期日に関する規定

（ａ）　（ａ）　公布の日から施行する場合

×この条例は、公布の日から施行する。

（ｂ）　将来の特定の日から施行する場合

（ｂ）

×この条例は、○年○月○日から施行する。

（ｃ）　条例の効力にそ及効果を持たせる場合。括弧書きは、一部改正条例の場合

（ｃ）

×この条例は、公布の日から施行し、（この条例による改正後の○○条例の規定は、）○年○月○日から適用する。

（ｄ）　条例中のある一部の規定について施行期日を異ならせる場合

（ｄ）

×この条例は、公布の日から施行する。ただし、第○条の規定は、○年○月○日から施行する。

（２）　既存規定の廃止に関する規定

（ａ）　１条例を廃止する場合

（ａ）

×○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号）は、廃止する。

（ｂ）　２以上の条例を廃止する場合

（ｂ）

×次に掲げる条例は、廃止する。

×（１）×○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号）

×（２）×○○○○○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号）

（３）　経過規定

×この条例の施行の際現に○○○である者は、この条例（の規定）により○○○○したものとみなす。

×この条例の施行前に○○○によりした○○○○については、なお従前の例による。

×この条例の施行の際現に○○○している者は、この条例の施行の日から○○日以内に○○しなければならない。

（４）　既存規定の改正に関する規定

×○○○条例（○年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第○号）の一部を次のように改正する。

（ａ）　一部改正の文例に従い記載すること。ただし、初字は、一字ずつ繰り下げること。

（ａ）

××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

第２　規則

◎規則の場合には、公布文に代えて制定文を付するほかは、すべて条例の例によること。

１　制定する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号

×○○○規則を次のように定める。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　名）××

×××○○○規則

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

×××附×則

×○○○○○○○○。

2　全部を改正する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号

×○○○規則を次のように定める。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　名）××

×××○○○規則

×○○○○規則（○年栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号）の全部を改正する。

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

×××附×則

×○○○○○○○○。

3　一部を改正する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号

×○○○規則の一部を改正する規則を次のように定める。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　名）××

×××○○○規則の一部を改正する規則

×○○○規則（○年栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号）の一部を次のように改正する。

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

×××附×則

×○○○○○○○○。

4　廃止する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号

×○○○規則を廃止する規則を次のように定める。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　名）××

×××○○○規則を廃止する規則

×○○○規則（○年栃木県後期高齢者医療広域連合規則第○号）は、廃止する。

×××附×則

×○○○○○○○○。

第３　告示

１　新たに発する場合

（１）　一定事項を公表する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合告示第○号

（ａ）　　（ｂ）

×○○法（○年法律第○号）第○条の規定により、次の○○を許可（認可・登録）したので、同法第○○条の規定により告示する。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　名）××

×○○○○○○○○○○○○○○○○。

（ａ）　許認可等行為の根拠規定を記載すること。

（ｂ）　公表すべき旨の根拠規定を明記すること。

（２）　行政行為をする場合

栃木県後期高齢者医療広域連合告示第○号

（ａ）

×○○法（○年法律第○号）第○条の規定により○○○○○○○○○○○○○○○○を次のように定める。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　名）××

×○○○○○○○○○○○○○○○○。

（ａ）　特に適用期日を定めようとするときは、「○○○を次のように定め、○年○月○日から適用する。」とすること。

２　一部を改正する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合告示第○号

（ａ）

×○○法（○年法律第○号）第○条の規定により○○を定める（指定する）（に関する等）告示（○年栃木県後期高齢者医療広域連合告示第○号）の一部を次のように改正する。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　名）××

（ａ）　告示の内容を要約した標題を記載すること。

×○○○○○○○○○○○○○○○○。

3　廃止する場合

栃木県後期高齢者医療広域連合告示第○号

（ａ）

×○○法（○年法律第○号）第○条の規定する○○を指定する告示（○年栃木県後期高齢者医療広域連合告示第○号）は、廃止する。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　名）××

×○○○○○○○○○○○○○○○○。

（ａ）　特に廃止期日を定めようとする場合は、「○○は、○年○月○日限り廃止する。」とすること。

第４　訓令

◎　訓令の制定改廃の形式は、条例及び規則の例によること。

栃木県後期高齢者医療広域連合訓令第○号

×○○○規程を次のように定める。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　名）××

×××○○○規程

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

×××附×則

×○○○○○○○○。

第５　訓

（ａ）　　（ｂ）

栃木県後期高齢者医療広域連合訓第○号

（ｃ）

受　訓　先×

（ｄ）

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○しなければならない。（されたい。）

（ｅ）

××○年○月○日

（ａ）　第１字目とすること。

（ｂ）　令達番号簿で年度別に番号を付すこと。

（ｃ）　受訓先は、下級機関に対して指揮命令することは当該機関名を記入し、職員に対して命令するときは当該職員の職氏名を記載すること。

（ｄ）　第２字目とし、２行目からは、第１字目とすること。

（ｅ）　第３字目とすること。

（ｆ）

栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　名）印××

第６　達

栃木県後期高齢者医療広域連合達第○号

（ａ）

令　達　先××

×○○○法（○年法律第○号）第○条の規定により○○○○○○○○を命じます。（禁止します。）（停止します。）（取り消します。）

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　名）印××

第７　指令

１　許可（認可、承認等）をする場合

栃木県後期高齢者医療広域連合指令栃高広第○号

令　達　先××

×○年○月○日付け（○第○号）で申請のあった○○○については、（○○○法（○年法律第○号）第○条の規定により）、許可（認可、承認）します。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　名）印××

２　許可（認可、承認等）しない場合

栃木県後期高齢者医療広域連合指令栃高広第○号

令　達　先××

×○年○月○日付け（○第○号）で申請のあった○○○については、次の理由により（○○○の理由により）許可（認可、承認）しません。

××○年○月○日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　名）印××

（ｆ）　訓を発する行政庁は、受訓先に対して指揮監督権を有しているものであること。

職氏名とも１行に記載し、氏名の最後１字の半ばにかかるように押印し、押印した後、１字分空くようにすること。

◎　配置については、訓の例によること。

（ａ）　指令を受ける相手方を記載すること。その記載は、次によること。

①　法人にあっては、その所在及び名称。ただし、施行時に法人未成立の場合は、発起人又は代表者あてとすること。

②　法人格を有しない団体にあっては、その所在地、名称及び代表者（責任者）の氏名

③　相手方が複数の場合は、連記し、又はその代表者の氏名を記入すること。この場合、住所（所在地）も記載すること。

④　住所又は所在地は、終わりが２字分空くように記載し、氏名又は法人名は、終わりが１字分空くように記載すること。

◎　配置及び令達先の記載は、達の例によること。

◎　法令等に特別の書式が定められているときは、それによること。

（ａ）（ｂ） １×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。 ２×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。	（ａ）　第１字目とすること。 （ｂ）　１字分空けること。

３　附款を付する場合

（１）　条件付きの場合

◎　許可（認可、承認等）をする場合の例により記載すること。

栃木県後期高齢者医療広域連合指令栃高広第〇号

令　達　先×

×〇〇〇。ただし、〇〇しなければ、〇〇〇〇〇〇してはなりません。（ただし、〇年〇月〇日までに〇〇しないときは、その効力を失います。）

××〇年〇月〇日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　　名）印××

（２）　期限付きの場合

◎　許可（認可、承認等）をする場合の例により記載すること。

栃木県後期高齢者医療広域連合指令栃高広第〇号

令　達　先×

×〇〇。ただし、その期間は、〇年〇月〇日までとします。（ただし、その期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとします。）

××〇年〇月〇日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　　名）印××

（３）　負担付の場合

◎　許可（認可、承認等）をする場合の例により記載すること。

栃木県後期高齢者医療広域連合指令栃高広第〇号

令　達　先×

×〇〇〇。ただし、次の事項を遵守しなければなりません。（ただし、許可の日から〇〇以内に〇〇しなければなりません。）

××〇年〇月〇日

栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　　名）印××

１　〇〇〇すること。

（４）　取消権留保の場合

栃木県後期高齢者医療広域連合指令栃高広第○号
令　達　先×
×○○○
○○○○○○○。ただし、次の事項に違反した場合は、その許可を取り消すことがあります。
××○年○月○日
栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　　名）印××
１　○○○○○○○○○×○○○。

◎　許可（認可、承認等）をする場合の例により記載すること。

第８　通達、依命通達、通知その他

（ａ）
栃高広第○号×
（ｂ）
○年○月○日×
（ｃ）
×○○○○様
（ｄ）
栃木県後期高齢者医療広域連合長×（氏　　　名）印××
（ｅ）　（ｆ）
×××○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○について（○○）××
×××○○○○○○○
（ｇ）
×○○○
○○○○○○○○○。
（ｈ）
×なお、○○
○○○○○。

◎　特別の書式を要するものについては、この書式によらないことができる。

（ａ）（ｂ）　終わりを１字分空けるように記載すること。

（ｃ）　第２字目とすること

（ｄ）　施行者は、原則として１行書きとし、公印は、氏名の最後１字の半ばにかかるように押印し、押印した後、１字分空くようにすること。

（ｅ）　第４字目とし、２行以上にわたるときは、１行目の終わりは２字分空け、２行目からの書き出しは、１行目にそろえること。

（ｆ）　標題には、通達、依命通達、通知、報告、照会、回答等文書の性質を表す語を括弧書きすること。

（ｇ）　第２字目とし、２行目からは第１字目とすること。

（ｈ）　行を改める場合の初字は、第２字目とすること。